

平16福情答申第13号
平成17年3月11日

福岡市長
山崎 広太郎 様
(財政局税務部資産税課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉野 正

公文書公開請求に係る非公開決定に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第2項の規定に基づき、平成16年1月7日付け財税第1312号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「・福岡市内に所在する北朝鮮関係の施設 (学校, 集会所, 公民館的等) 及び朝鮮総連合会関連施設の土地建物の所在地 ・上記に対する固定資産税及び都市計画税は平成12, 13, 14年度いくら徴収しているのか ・徴収されていない場合はその理由及び法的根拠 ・減免等の取扱いがある場合その理由・根拠」の非公開決定に対する異議申立て

1 審査会の結論

「・福岡市内に所在する北朝鮮関係の施設（学校，集会所，公民館的等）及び朝鮮総連合会関連施設の土地建物の所在地 ・上記に対する固定資産税及び都市計画税は平成12，13，14年度いくら徴収しているのか ・徴収されていない場合はその理由及び法的根拠 ・減免等の取扱いがある場合その理由・根拠」（以下「本件対象文書」という。）について，福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は，次のように変更するのが妥当である。

- (1) 不動産1（別表に掲げる不動産1をいう。以下同じ。）及び不動産2（別表に掲げる不動産2をいう。以下同じ。）に係る土地課税台帳のうち，「評価地目」，「評価地積」，「所有者」（「住所」の部分），「現に所有している者・所有者とみなされている者」（何も記載がない場合）の部分は，公開すること。
- (2) 不動産3（別表に掲げる不動産3をいう。以下同じ。）に係る土地課税台帳は，すべて公開すること。
- (3) 不動産1及び不動産2に係る家屋課税台帳のうち，「評価床面積」，「所有者」（「住所」の部分），「現に所有している者・所有者とみなされている者」（何も記載がない場合）及び「家屋明細」（「評価床面積」の部分）の部分は，公開すること。
- (4) 不動産1及び不動産2に係る土地・家屋課税台帳（名寄帳）のうち，「住所」の部分は，公開すること。
- (5) 減免申請書及び減免伺（土地建物の公益性を理由にした税の減免に係るものに限る。）について，その存否を明らかにしないで公開請求を拒否したのは，取り消すこと。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，実施機関が異議申立人に対して行った本件決定について，その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 平成15年12月8日，異議申立人は，実施機関に対し，福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき，本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成15年12月15日，実施機関は，本件対象文書について，条例第11条第2項の規定により本件決定を行い，その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成15年12月16日，異議申立人は，本件決定について，これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び当審査会第1部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

ア 朝鮮総連は、日本人の拉致に組織的に関与した等の疑いがかけられている団体であり、このような団体に対して、公益性や公共性を理由として固定資産税の減免を行うことは、大きな疑問がある。

イ 朝鮮総連に関連する施設の税の減免については、この団体が公益性をもっているかどうか、あらためて全国的に見直しが広がっていることが、報道機関の調査によって明らかになっており、多くの自治体でその課税状況が公開されている。

ウ また、総務省固定資産税課の見解によると、「固定資産の減免措置は、各自治体が判断すべきことではあるが、個人の経済的な理由など、プライバシーが問題になるケースとは別に、公益性や公共性を理由に減免するのであれば、減免内容について情報を開示し、住民の判断を仰ぐべき」としている。

エ このような全国的な流れの中で、福岡市が守秘義務を楯にして市民に公開しないということは、市民の知る権利を無視するものであり、朝鮮総連の施設が公益性を有する施設か否かを判断する材料を市民に提供しないことであり、納得し難い。

オ 守秘義務を主張するのであれば、多くの自治体で実際に税の減免状況が公開されていることが全て問題ということになるが、それらの自治体において、減免の有無を公開したことについて守秘義務違反であるとの議論はなされていない。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会第1部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

ア 特定の施設について、その課税状況等を開示することは、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条に規定する守秘義務に抵触することとなるとともに、当該施設に関係する法人又は個人の正当な権利・利益を害するおそれがある。したがって、条例第7条第1号又は第2号及び第6号に該当するものとして、非公開とした。

イ 異議申立人がいうような「北朝鮮関係」や「北朝鮮関連施設」というような区分では、固定資産税の課税対象となる資産や納税義務者となる所有者の把握を行

っておらず、課税対象物件や所有者を特定することができない。

ウ 異議申立人は、新聞記事を参考に、他都市は公開しているので福岡市も公開すべきである旨述べているが、各自治体が新聞社に公式に回答したのかどうか記事からは明確でない。

エ 行政実例においても、議会から地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の規定に基づき税に関する事項の開示を求められた場合においても、議会の審議における必要性和納税者等の利益の保護、行政の円滑な運営確保の必要性等とを総合的に勘案した結果その要請に応ずべきものと判断したときを除き、開示すべきではなく、開示する場合であっても秘密会で審議することを要請する等適切な配慮をすることとされており、税に関する情報は、その取扱いについて厳に注意が求められている。

4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書等について

ア 上記3(2)イにおいてみられるように、実施機関は、当初、本件対象文書を具体的に特定せず、本件決定を行っていた。

しかし、当審査会の調査審議開始後、異議申立人より、本件の公文書公開請求は「博多区下呉服町1-19、同区下呉服町2-8及び東区和白5-17の課税状況及び名寄帳の開示を求める」ものである旨の補足申し出がなされた。

イ そこで、実施機関は、この申し出を受けて、不動産1、不動産2及び不動産3に係る土地課税台帳、家屋課税台帳、土地・家屋課税台帳（名寄帳）（以下「名寄帳」という。）、固定資産税・都市計画税減免申請書（以下「減免申請書」という。）及び固定資産税・都市計画税減免伺（以下「減免伺」という。）を本件対象文書と特定した。

ウ そして、実施機関は、これらの文書について、改めて、次のように取り扱うこととし、その旨当審査会に追加弁明意見書を提出するとともに、異議申立人に連絡した。

(ア) 土地課税台帳については、「土地の所在」、「登記地目」、「登記地積」、「価格登録年月日」、「所有者」（「氏名」の部分）、「表示」、「権利」、「敷地権の表示された家屋の所在及び建物番号」及び「摘要」の欄は、不動産登記簿の登記事項で登記所において一般の閲覧に供されていること等から、公開するものとするが、その他の「評価地目」、「評価地積」、「所有者」（「住所」の部分）、「現に所有している者・所有者とみなされている者」、「評価額」、「本則課税標準額」、「比

準課税標準額」及び「調整課税標準額」の欄は、固定資産の調査により知り得た課税情報であり、これらを公開すると、所有者である納税義務者（本件の場合いずれも法人）の正当な権利利益を害するおそれがあり、地方税法第22条に規定する守秘義務に抵触することとなるため、条例第7条第2号及び第6号に該当するものとして非公開とする。

(イ) 家屋課税台帳については、「家屋の所在」、「家屋番号」、「登記床面積」、「価格登録年月日」、「所有者」（「氏名」の部分）、「表示」、「権利」、「敷地権表示・土地の所在地番」、「摘要」及び「家屋明細」（「評価床面積」以外の部分）の欄は、上記(ア)と同様の理由により公開するものとするが、その他の「評価床面積」、「所有者」（「住所」の部分）、「現に所有している者・所有者とみなされている者」、「評価額」、「課税標準額」及び「家屋明細」（「評価床面積」の部分）の欄は、上記(ア)と同様の理由により非公開とするものとする。

なお、不動産3の建物については、学校法人が所有し、教育の用に供されているものであるため、地方税法第348条第2項第9号の規定に該当し、非課税の適用を受けることから、課税台帳自体を作成しておらず、存在しないため、全部非公開とするものとする。

(ウ) 名寄帳については、納税義務者が所有する資産を区ごとに集約し、納税義務者名のほか、その住所、その所有する土地・家屋の所在、価格、課税標準額等を記載したものであり、これらを公開すると、特定の納税義務者の資産の所有状況を公表することとなり、その権利利益を害するとともに、地方税法第22条に規定する守秘義務に抵触することとなるため、条例第7条第2号及び第6号に該当するものとして非公開とする。

ただし、納税義務者の名前については、課税台帳において公開することから、名寄帳においても公開するものとする。

なお、不動産3の所有者については、上記(イ)のとおり、当該土地建物が地方税法第348条第2項第9号の規定に該当し、非課税の適用を受けることから、名寄帳自体を作成しておらず、存在しないため、全部非公開とするものとする。

(エ) 減免申請書及び減免伺については、申請者の個人情報・法人情報や特定の固定資産に関する課税情報が記載されており、当該文書を公開すると、所有者たる法人の権利利益を害することとなる。さらに、実施機関において保存している減免申請書及び減免伺は、税の減免をしたものに係るもののみであり、これら文書の存否を明らかにすることは、税の減免の有無という課税情報を公開することとなり、地方税法第22条の規定に抵触し、条例第7条第6号に該当することから、条例第10条第1項の規定により、文書の存否の応答を拒否する。

エ 以上のことから、本件について、当審査会は、実施機関の上記3(2)イの主張はされなかったものとみなし、実施機関のその余の主張及び異議申立人の全主張を考慮のうえ、実施機関が最終的に非公開（存否応答拒否を含む。）とすることとした部分の妥当性について判断することとする。

(2) 条例第7条第2号(法人等事業情報)該当性について

ア 条例第7条第2号ア(以下「第2号ア」という。)は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に規定する一定の例外的な情報を除き、非公開とするものと定めている。

イ 土地課税台帳について

(ア) 実施機関が最終的に非公開とすることとした部分のうち、「評価額」、「本則課税標準額」、「比準課税標準額」及び「調整課税標準額」は、民間の法人が所有する土地の評価価値に関する情報であって、一般に公にされているものではなく、これらを公開すると、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることは否定できないため、非公開とするのが妥当である。

ただし、不動産3の土地については、「摘要」欄に記載されているように、学校法人がその設置する学校において直接教育の用に供するものとして、地方税法第348条第2項第9号の規定により非課税であることから、これら「評価額」等を非公開とすべき必要性はなんら認められず、公開するのが妥当である。

(イ) 他方、「評価地目」、「評価地積」については、税に関する情報とはいえ、土地の客観的状況を示すものにすぎず、これらを公にしても、所有者である法人の正当な利益を害するとは考えられないため、公開するのが妥当である。

(ウ) また、「所有者」の「住所」については、実施機関は、不動産登記簿に記載されているものと必ずしも一致しないため公開することはできない旨主張するが、仮にそうであったとしても、自然人と異なり、法人の場合、その所在地は商業登記簿等で公示すべきものとされており、また、所在地が公にされたとしても、当該法人の正当な利益が害されるとまでは想定し難いことから、公開するのが妥当である。

(エ) さらに、「現に所有している者・所有者とみなされている者」については、「所有者」の欄に記載されている法人以外の者が記載されている場合は格別、何も記載がない場合は、これを公開しても、「所有者」の欄に記載されている法人が当該土地を現に所有している者又は所有者とみなされている者であるということが分かるだけであって、それにより当該法人の正当な利益を害することにはならないと考えられるため、公開するのが妥当である。

ウ 家屋課税台帳について

(ア) 実施機関が最終的に非公開とすることとした部分のうち、「評価額」及び「課税標準額」は、土地課税台帳におけると同様に、これらを公開すると法人の正当な利益を害するおそれがあることは否定できないため、非公開とするのが妥当である。

(イ) 他方、「評価床面積」、「所有者」(「住所」の部分)、「現に所有している者・所有者とみなされている者」(何も記載がない場合)及び「家屋明細」(「評価床面積」の部分)については、土地課税台帳について上記イ(イ)(ウ)(エ)におい

て述べたところと同様の理由により、公開するのが妥当である。

- (ウ) なお、不動産3の家屋については、実施機関は、地方税法第348条第2項第9号の規定に該当し、非課税の適用を受けるとともに、不動産登記がされていないことから、課税台帳を作成しておらず、存在しないと説明するが、当該説明に不合理な点はなく、他に当該文書の存在を窺わせるような特段の事情も認められないため、不存在を理由に非公開とするのは妥当である。

エ 名寄帳について

- (ア) 実施機関が最終的に非公開とすることとした部分を見分すると、評価額、課税標準額、年税額など第2号アに該当すると認められる情報が記載されているほかに、地積や床面積など、当該情報のみに限ってみれば、公開しても納税義務者（所有者）である法人の正当な利益を害するとは考えられないものも認められる。

- (イ) しかしながら、名寄帳は、納税義務者ごとにその所有する土地家屋を集約して記載したものであることから、そのような情報を部分公開すると、実施機関が主張するように、特定の法人がいくつの土地家屋を所有しているかが明らかとなり、ひいてはその資産の所有状況の一部が一覧的に分かることとなるため、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあると認められる。

したがって、実施機関が、地積や床面積などを含め非公開とするのは妥当である。

- (ウ) ただし、納税義務者である法人の住所については、上記イ(ウ)において述べたように、公開しても当該法人の正当な利益を害する情報とは認められないため、公開するのが妥当である。

- (エ) なお、実施機関は、不動産3の所有者に係る名寄帳は存在しない旨説明するが、家屋課税台帳におけると同様、当該説明に不合理な点はなく、他に同文書の存在を窺わせるような特段の事情も認められないため、不存在を理由に非公開とするのは妥当である。

オ 減免申請書及び減免伺について

- (ア) 実施機関は、これら文書については、税の減免を行ったものについてしか保存されていないことから、これら文書の存否を答えると、税の減免をしたか否かという課税情報を公開することになるため、法人の正当な利益を害し、第2号アに該当する旨主張する。

- (イ) ところで、固定資産税及び都市計画税の減免については、福岡州市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）及び福岡州市税条例施行規則（昭和37年福岡市規則第29号）等により、納税義務者の申請に基づき実施機関が行うものであるが、減免の理由としては、災害により土地家屋が損害を受けた場合、納税義務者が生活困窮のため税を納付することが困難な場合、土地家屋が公益的な目的に供されている場合など、種々のものがある。

- (ウ) 確かに、税の減免に係る上記のような理由は、一般的には、個人として知ら

れたくないもの、あるいは法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられるため、それら理由による税の減免の有無については、非公開とすべきものと考えられる。

しかしながら、土地建物の公益性を理由にした税の減免の有無については、それを公にしたとしても、納税義務者である法人の競争上の地位や正当な事業活動を害したり、その名誉や社会的評価を害することになるとは考えられない。また、土地建物の公益性を理由にした税の減免の有無は、等しく納税義務を負う一般市民にとっては、それを知る権利が十分にあるものといえる。

(エ) したがって、土地建物の公益性を理由にした税の減免を行っているとして、当該減免に係る減免申請書及び減免伺については、それが存在しているか否かを答えるだけで、第2号アによって非公開として保護しようとする法人情報を公開することとなるものとは言えず、実施機関は、その存否を明らかにすべきである。

(オ) なお、実施機関は、減免申請書等については、税の減免を行ったものについてしか保存されていないと説明するが、減免をしたか否かにかかわらず、それら文書は、すべて所定の期間適切に保存がなされるべきである。

(3) 条例第7条第6号（法令秘情報）該当性について

ア 条例第7条第6号（以下「第6号」という。）は、法令等により公にすることができないと認められる情報は、非公開とするものと定めている。

そして、実施機関は、本件対象文書において最終的に非公開とすることとした部分は、地方税法第22条の規定により漏らしてはならない秘密であり、第6号に該当すると主張する。

イ 地方税法第22条は、「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。」と定めている。

この規定は、地方税調査事務に従事する公務員の守秘義務を定めたもので、ここにいう「秘密」とは、実施機関が提出した弁明意見書に添付の行政実例（昭和49年11月19日自治省税務局長通知）においても示されているように、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有するもの（秘匿性）、すなわち「実質秘」をいうと解される。

ウ この「実質秘」は、地方税法という法律により、漏らすことが禁じられているのであるから、実施機関が主張するように、「実質秘」に該当する情報は、第6号の「法令等により公にすることができないと認められる情報」になるものというべきである。

エ ところで、「実質秘」を上記イのように解すると、法人に関する情報で「実質秘」に該当するものは、公にすると当該法人の正当な利益を害するおそれがある

ものと考えられる。

したがって、法人に関し、「実質秘」に該当し、ひいては第6号に該当する情報は、同時に第2号アに該当するものと解される。

他方、法人に関する情報で「実質秘」に該当しないものは、公にしても当該法人の正当な利益を害するとは考えられないため、第2号アにも該当しないと解される。

オ そうすると、本件においては、既に第2号アに該当しないと判断している情報について、さらに第6号該当性を判断する必要はないものとする。

(4) 条例第9条の規定による裁量的公開について

ア 異議申立人は、本件公開請求に係る土地建物の所有者の性格に鑑み、本件対象文書は公開されるべきであるという趣旨の主張をしているので、条例第9条（以下「第9条」という。）の規定による裁量的公開の可否について検討する。

イ 第9条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を公開することができる旨規定する。これは、非公開情報であっても、非公開とすることにより保護される利益に優先する公益上の理由があると認められる場合に、実施機関の高度の行政的判断により公開することができることを定めたものであるが、これに係る実施機関の判断がその裁量権を逸脱した場合には、当該判断は違法又は不当なものとなると解される。

ウ 当審査会として、異議申立人の主張及び現在のわが国の国民感情や国際情勢を総合的に考慮した場合、本件対象文書を全面的に公開することについて相応の意義が全くないとは考えられないが、非公開情報に該当する部分を公開しないことについて、実施機関が裁量権を逸脱しているとまで認めることは困難と言わざるを得ない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成16年1月7日	実施機関からの諮問
平成16年2月12日	実施機関が弁明意見書を提出

平成16年9月9日(部会)	実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成16年10月14日(部会)	異議申立人からの口頭意見聴取及び審議
平成16年11月10日(部会)	審議
平成16年12月2日	実施機関が追加弁明意見書を提出
平成16年12月9日(部会)	審議
平成17年1月11日(部会)	審議
平成17年2月14日(部会)	審議
平成17年3月10日(部会)	審議

6 答申に関与した委員

吉野正，白杵昭子，多田利隆，福山道義

(別表)

【不動産1】

(住居表示)

福岡市博多区下呉服町1-19

(土地の所在地番)

福岡市博多区下呉服町360番1，同360番2，同360番3，同360番4，同360番5，
同360番6，同360番7

(家屋の所在及び家屋番号)

所在 福岡市博多区下呉服町360番地3

家屋番号 福岡市博多区下呉服町360番3

【不動産2】

(住居表示)

福岡市博多区下呉服町2-8

(土地の所在地番)

福岡市博多区下呉服町374番1

(家屋の所在及び家屋番号)

福岡市博多区下呉服町374番地 1
福岡市博多区下呉服町374番 1

【 不動産 3 】

(住居表示)

福岡市東区和白 5 - 17

(土地の所在地番)

福岡市東区和白 5 丁目1268番 2, 同1268番 4, 同1290番 1, 同1296番 9,
同1303番, 同1304番 2, 同1304番 3, 同1308番

(家屋の所在及び家屋番号)

家屋番号 なし (朝鮮初中級学校が所在)